資料２　核物質防護に関する新体制について

現在の核物質防護規制体制

１９８８年の核物質防護条約批准のために、核物質防護規制全般にわたる法規制を整備

防護措置の義務付け

例・防護区域の設定
- 防護区域を堅固な障壁で区画(区分Ⅰ・Ⅱ)
- 見張人の巡視
- 見張人の常時監視又は出入口施錠
- 防護のための詳細事項の公開制限
- 妨害破壊行為に備えた適切な計画作成

核物質防護規定の認可

核物質防護管理者の選任・解任

ＩＡＥＡガイドラインが求める核物質防護強化策(1999 年)

①設計基礎脅威(ＤＢＴ)の策定・明確化
②核物質防護秘密管理の強化
③国による事業者の防護措置の定期的検査

９．１１のインパクト

①国際テロの脅威の現実化
②核テロの現実化
③日本政府によるテロ対策強化に向けた検討

新たな核物質防護規制体制

２００５年秋より施行予定

防護措置の義務付け

省令レベルでＤＢＴを区分Ⅰ施設、プルトニウム・ウラン 233・高濃縮ウラン(濃縮度 20%以上)使用施設に対して適用

核物質防護規定の認可

核物質防護規定の遵守状況を定期的に確認する検査制度の導入

核物質防護検査官の新設

核物質防護管理者の選任・解任

核物質防護秘密保持の義務付け（罰則付き守秘義務を課す）

：新たに法令整備する項目